

請 願 文 書 表
(令和7年第2回定例会)

請 願 第 6 号	令和7年6月11日受理
付 託 委 員 会	福祉常任委員会
件 名	障害を負う方々の通う就労事業所における諸案件に関する件
紹 介 議 員	菅野文男議員
請 願 要 旨	<p>過日実施された八千代市長選挙活動中に、八千代台駅前バス停で出会った市民の方や実際に障害を負うお子様（成人）を伴って移動をする方にも意見や要望を受けました。私自身、障害児教育特別支援教育を担う（任う）職歴が20年あり、又、就労移行支援を事業内容とする民間企業の顧問職に就き、その支社を立ち上げた経緯もあり、さらに、障害者の終のすみ処となるであろう障害者グループホームを運営する民間企業の会社員もして参りました為、なおさら、この切実な訴えに大いに共感し、力を尽くしたいと考えました。高齢化社会を迎えることが明白であり、又、障害を負う子どもたちの増加（これは、障害に対する社会的教育的認識が以前よりも高められ、医学的見地からの診断等についてもマスコミ界で取り上げられることが増えた、あるいは、誕生児～入学前期後期の超早期の診断による養育療育の方面で、意識化されてきた背景があるでしょう）によりこの問題は、今後も半永久的に抱える問題、社会的課題であると確信します。ストレス社会においては、生命誕生時あるいは、生命が宿ったその時から、環境の中に、「障害」となる要因が存在しております。「障害」は先天的要因、後天的要因、因となることは、様々であると思いますが、いずれにしても、現在（今）生きている市民、これからも生きていかねばならない市民の苦痛、苦勞、困難には、細やかに寄り添う姿勢が必要であると考えます。さて、社会的課題である就労移行支援事業所（A型B型）は、専門的見地に基づく人員配置や、そのスタッフに対する研修等が十分とはいきれない実情があることは否めません。事実、資格者はサービス管理責任者だけであり、管理者や生活支援スタッフ、就労の具体的作業内容を支援指導するスタッフには資格を有しない方々が数多くみられます。折から、これらの仕事は3K以上に困難な就労状況があり、又、その報酬も決して多いと言えるものではないと考えます。その場から容易に離れられない障害を負う方々の人権の尊重を</p>

請 願 文 書 表
(令和7年第2回定例会)

阻害するような言動が多くみられるという声も数多くきかれます。そこで、行政担当課において、これら事業体への定期的な巡回指導、定期的な評価、そして、適切な指導を徹底していただきたく、宜しくおねがい申し上げます。

< 請願要旨 >

1. 就労移行支援事業所における人権意識の醸成と、民間事業者の適切なアドバイスをすること